

前橋家庭裁判所委員会議事要録

- 1 開催日時 平成30年3月20日（火）午後1時30分～午後3時45分
- 2 開催場所 前橋地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者

（委員）

足立進委員，井口治彦委員，伊藤麻利子委員，音山若穂委員，神尾雅敬委員，久保浩委員，清水直樹委員，平方宏委員，藤平和吉委員，星野真弓委員，大工強委員，島田尚登委員（以上12人）

（説明者）

前橋家庭裁判所	小島昌幸総務課課長補佐
同	平川克彦会計課長
同	近藤俊介主任書記官

（事務担当者）

原田宜子事務局長，小林信男事務局次長，中澤道夫総務課長，小島昌幸総務課課長補佐

4 議事

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 委員長の選任及び委員長代理の指名
- (5) 意見交換等
テーマ「要配慮者への対応について」
- (6) 次回期日の指定等
- (7) 閉会のことば

5 議事経過

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 委員長の選任及び委員長代理の指名
- (5) 意見交換等

「要配慮者への対応について」

質疑応答

委員長

ここまで、制度の概要と、家庭裁判所が実際に行ってきた要配慮者への対応内容について説明させていただきましたが、今までの説明内容について、御質問がありますでしょうか。

委員

要配慮者に配慮した施設の整備状況や対応の実情をお聞きするにつけ、非常にきめ細かく対応されていて、すばらしいと思いました。ところで、発達障害者に対する配慮等について、何か配慮されていることはありますか。

説明者

発達障害についても研修などを実施しております。本日来られている委員の藤平先生に講師としてお越しいただき、発達障害の基礎に関する説明をしていただいて職員の意識啓発を行っております。

委員長

他に御質問はありますか。

委員

2点ほど、お伺いします。1点目は、こういった配慮がなされているということをごどのように分かりやすく一般に周知されているかという広報の点について、2点目については、当事者の方から率直に配慮を求める旨の意思表示があれば、非常に分かりやすいのですが、発達障害に関しては、御自身に、そういう自覚がない方のほうが圧倒的に多いと思いますので、明確な意思表示がない場合に、今後こういった対応がとられるのかという点をお聞かせいただければと思います。

委員長

今の御質問は、まず、広報はどう対応すべきなのかということが一つと、対応要領では、対応を検討すべき場面は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合とされていますが、意思の表明はないけれども、当事者の様子から、ある程度、何らかの障害があると分かるようなときは、どのように対応されているかという2点の御質問でよろしいですか。それでは、この点について事務担当者の方から説明させていただきます。

説明者

前橋家庭裁判所のホームページに、バリアフリー情報というのを載せておりました、基本的な広報としては、こちらでさせていただいておりますが、それ以上の積極的な広報は、障害者の方が実際に裁判所に来られて相談されたときに、こちらから聞き取るとか、個別具体的な対応が必要になるかと思っておりますので、今のところ、それ以上の広報は行っていないというのが実情になります。

2点目の意思の表明がない場合につきましては、事件の当事者に対しては、手続案内書面を配布して、配慮を必要とする場合は申し出てくださいというアナウンスをしております。実際に裁判所に配慮を求める必要がある場合には、それを回答する書面もお渡しして記入してもらい、情報を得るようにしています。また、当事者に対応して、書記官、調査官、裁判官、調停委員の皆様から、気づいた点

があれば、その情報をもとに確認をとったりすることもあります。

委員長

よろしいでしょうか。他に御質問はありますか。

委員

障害の定義について、身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害ということですが、認知症は、障害者に入るのかどうかということをお聞きしたいと思います。認知症の方が自動車を運転することについて社会的にも、議論があると思うのですが、認知症の人が、生活をするには自動車の運転が必要になる場面もあろうかと思えます。そのような人が、運転免許を取り上げられると、生活に相当な制限を受けるという問題がありますので、多方面の見識をお持ちの皆様のお意見をお聞きしたいと思って質問しました。裁判所における障害のテーマからは外れるかもしれませんが、社会において認知症は、交通事故やその他の問題にも関係してきますので、この場で質問させていただきました。

委員長

お配りした資料に記載された障害の定義には、「身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害をいう」となっており、ここにいう「障害」の中に認知症が入るかどうかということですね。

説明者

直接の回答にならないかもしれませんが、裁判所としては、障害者として考えていますが、家庭裁判所には高齢の方もいらっしゃいますので、要配慮者という、もっと広い概念で考えています。そういう意味では、認知症の方が、障害者に入るのか、要配慮者に入るのか、微妙なところではありますが、配慮をしなければ

いけない方であると認識しています。ただ、認知症が進んでしまった方については、成年後見制度の利用といった別の問題になってくると考えます。

委員長

今の回答でよろしいでしょうか。

委員

今の御質問に関連して、これはあくまでも医学的な話ですので、裁判所の運用にそのまま適用されるかどうかは別ですが、「精神障害」といったときに、狭義の意味と、広く使う場合とがあり、狭義の意味で使うときは認知症は含まれませんが、脳の機能障害という広義の捉え方をしますと、実は認知症も、精神障害の中に入れて矛盾はないということになります。

委員長

ありがとうございます。他に、今までのところで御質問はありますか。

委員

先ほど、広報に関する御質問があったことで、関連してお伺いしますが、御説明を受けて、非常にきめ細かい対応、配慮をされているという印象を受けておりますけれども、これは、前橋家裁だけではなくて、全国の家庭裁判所や地裁でも同様の配慮や対応がなされているということになれば、こちらだけのホームページだけではなくて、全国的に最高裁などのホームページでもPRができるのではないかと思います。今説明をいただいた対応は、どこの裁判所でもやっている一律的な対応なのでしょうか。また、多目的トイレなどを整備されているというお話がありましたが、案内の掲示はどうされているのでしょうか。

説明者

1点目につきましては、先ほどもお話しいたしましたように、最高裁が対応要領を定めておりますので、基本的な対応は、どこの裁判所も同様であると考えております。ただ、設備面になりますと、庁舎の建築年や規模によっても差がありますし、本庁と支部でも、若干の設備面での差があるところもあると思われまます。従いまして、一律にどこでも同じサービスが受けられることを目指してはいますが、予算の兼ね合いや庁舎の規模の違いなどの制限から、多少の差があるのかもしれない。以上でよろしいでしょうか。

説明者

サインのことについて、補足します。サインに関しては、前橋地家裁の庁舎に、例えば、先ほど説明しましたオストメイトのトイレについては、トイレの前にオストメイトのサインをしてあります。また、身障者用の駐車場には、青色の塗装を施し、はっきり分かるような形で表示してあります。このように、サインとしてどのようなニーズがあるか、分かる範囲では対応しておりますが、なかなか、障害者の方の視線に立ってできているかという、なかなか難しいものがありますので、この機会に、御意見があれば伺いたいと考えています。

委員長

大体よろしいですか。それでは、ここで一旦休憩をとらせていただきまして、その後、意見交換に移らせていただきたいと思います。

それでは、意見交換に入りたいと思います。家庭裁判所への要望や先ほどの説明に対して、御意見や御感想をいただきたいと思います。それぞれの委員が所属される団体の性質によって、対応のあり方は、違ってくるものと思われまますが、それぞれの団体における配慮についての実情ですとか、職員の意識を高めるための取組などを紹介いただければと、裁判所としても、この問題についての対応に

ついて、大いに参考になると思われます。どなたかご発言をいただけますでしょうか。

委員

我々の職場での取組をまず御紹介させていただきます。当方は、先ほど裁判所から御説明がありましたように、行政機関であるためこの法律が適用されます。法律の施行に先立ち、平成27年12月に中央機関から全国の地方支分部局に対して、訓令が出されております。この訓令の内容につきましては、訓令の対応要領ということで、先ほど裁判所から御説明がありました内容と、ほぼ似ており、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供、それから相談体制の整備、研修・啓発というようなことで、ほとんど変わりません。特に合理的配慮の具体例としましては、物理的環境への配慮、意思疎通の配慮があり、物理的環境については、スロープの設置、キャスターの貸与、高いところに置かれたパンフレットなどを手渡すといった内容で、意思疎通の配慮については、筆談、身振りのサイン、絵カードといったものを使うということです。個別の方のニーズがありますので、そのニーズを優先するというので、これまでのルールとか慣行については、柔軟に変更して対応するようにしています。例えば、障害者の方への対応を優先すべき事情があるときには、他の方の理解を得た上で、手順順を入れかえるといったこともしております。それから、研修については、当方も実施しておりまして、支部も含めて全職員を対象にしています。支部に関しては、本庁に来られない場合には、テレビ会議を使って、群馬県の健康福祉部障害政策課の主任の方に講義をいただきました。障害のある人への理解の促進と差別の解消推進について、心のバリアフリー研修という名前の講義をしていただきました。それから、先ほど、発達障害の方の意思の確認という話がありましたが、発達障害者支援センターの先生に来ていただいて講義をしていただきました。それから、相談窓口について、各部署の担当者が相談を受けた場合の対応に個々の職員によって差があっては

けないということで、対応マニュアルのチャートを作って全職員に配付をして対応しています。ただ、研修については、座学以外の、例えば車椅子での実地研修といったものは実施しておりませんので、持ち帰って、実施を検討してみようと思っております。

委員長

ありがとうございました。他の方はいかがでしょうか。

委員

今まで、発達障害の方への対応というのは、目に見える部分が多かったのですが、調停の現場には、目に見えない障害をお持ちの方もお見えになります。私はアスペルガーですとおっしゃってくださる方はまだいいのです。お話を伺っていると、物事の判断がゼロか100のようになってしまわれると、調停というのは、両者の合意や譲歩をもって和となすようなところがあるので、100かゼロかという、話がまとまらないのです。調停という場を利用して、家庭や夫婦の問題を何とか解決したいということで、申立てをしてくださるわけですから、できるだけ両者の気持ちを酌んで、何とかこれからもうまくやっていけるような方法を基本的には考えていかなければならないと思っています。そういう場合は、経過メモという、今日どんなお話をしたかということを裁判官に報告する書面に、こういう特性があるらしい、次回には、ぜひ調査官の立会をお願いして、調査官からもその方のお話を聞いていただいて、どのように合意ができるものかを一緒に考えていただきたいということをお願いする場合があります。それと、自分では意識していなくても、これは私の個性だから、こういう考え方だから、いたし方ないという主張をされる方もいます。それが病気なのか、個人の特性なのかはとても判断が難しいです。特に、私たちは専門家ではありませんので、そのような場面に直面したときは、調査官の方に御指導いただいたり、御相談しながら進

めているというのが現状です。

委員長

今のお話は、調停の際に、自分から、私はこんな病気ですと言ってくれる人なら分かりやすいけれども、言わないけれども、自分の意向に固執する人がいて、絶対応じない、一步も譲らないといった強い人がいて、精神面にこだわりや偏りが強い傾向にあると思われる人がいると。そういう場合に、調査官に立ち会ってもらいたいというような意見を経過票に書くということですね。そういう人は、最近多いのですか。

委員

そうですね、最近は多いかもしれないと思うことはあります。調停委員になってすぐのころは、私自身が気がつかなかったのかもしれないし、そういうことをおっしゃる方も少なかったのですけれども、最近、そういう問題を抱えている方が多いように感じます。また、老人性の妄想を持っておられた方にもお会いしたことがあります。そういう方は、いろんなことをおっしゃりますが、それがその方には、そのように見えるわけです。家庭の中で、夫にこういうことをされた、こんなことがあったと。でも、現実には、それが本当にあるのかどうかは、甚だ理解が難しいのです。しかし、調停にそぐわないからといって、そのようなことは聞けませんというわけにいかないのですね。当事者の方のお話に対しては、寄り添わなければならないという一面はあると思うのです。ただ、裁判所という立場で寄り添ってはみても、何ができるのかという点は、とても難しいのです。調停委員は、そのような難しいものを抱えている部分があるという経験をしました。

委員長

ありがとうございました。明確に要配慮者かどうかは分からなくても、調停と

いう手続は、紛争を解決する一つの手段だから、配慮してはみたものの、相手がなかなか納得しないという難しさがあるということですね。

委員

裁判所における障害理由の差別化の留意事項や具体的な事例をお聞きしまして、非常に心強く思いました。このような取組について、一度振返りを行ってみると、気づきがあると思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

委員長

ありがとうございます。

委員

あともう一つ、私は、事業を行っておりますので、その観点からいいますと、障害者の法定雇用が、平成30年4月1日から変わります。我々民間企業においては、45名以上の社員がいる会社においては、雇用率が現行2.0%だったので、4月1日から2.2%に上がりますし、また、国・地方公共団体においては2.3%から2.5%に上がり、都道府県の教育委員会等においては2.2%から2.4%に上がります。我々は民間企業ですから、そういうものを社会的な役割として、していかなければならないと感じております。働き方改革だとか、生産性向上といいますけれども、ダイバーシティというのですかね、多様な考え方を持つ人を事業のビジネスモデルにマッチングさせて、生産性を上げるような企業人としての努力を改めて感じましたので、感想という形で述べさせていただきます。

委員長

要配慮者に対する具体的な対応なども紹介させていただきましたが、マスコミ

のジャーナリズムの視点から、裁判所の障害者配慮について何か御意見はありますでしょうか。

委員

障害者配慮について、きちんと取決めされており、素晴らしいことだと思っております。我が社も、決まったマニュアル等はないのですが、視聴者の方からいろいろな御意見をいただきます。その御意見が、要配慮者からのものであるかなかりょうが同じでありまして、いただいた意見は真摯に受けとめるということが基本になっております。まずは何よりも、御意見をしっかりお伺いするということが基本になっておりますので、こういう方にはこういう対応をするという、特に大きな全局的なマニュアルというのはございません。マニュアルはございませんが丁寧に対応するという意識は、職員皆持つておるところであります。今後もそういうことは徹底していきたいと思っておりますし、情報公開の観点からも、その辺は丁寧に対応していきたいと思っております。それから、障害者雇用の件ですが、正確な数字は持ち合わせておりませんが、以前、東京におったころに、障害者の方々と一緒に仕事をしたことがあります。皆さん非常に熱心でありまして、熱意は健常者であろうが障害者であろうが変わらないと感じました。その人の持っているモチベーションを、いかに皆でサポートできて、いい環境に作っていくかというのは、周りの意識の高まりが必要であると思っております。今は、全社的に、志望者が減少傾向にありますが、一人一人を大事にしていく姿勢を持った会社であると思っております。

委員長

他はいかがでしょうか。

委員

当社には、社屋の中に180人ほど入れるホールが設置されており、そこでいろいろなイベントや講演会などを行っています。様々な方が見えるということもあり、車椅子を用意したり、手すりやスロープを設置するなど、バリアフリーを考えております。このようなニーズがあることは、事前に言っただけだと、スムーズな対応ができるのですけれども、当日になって、車椅子の要望があったりすると、対応が後手に回ることもございます。ですから、事前にそういうニーズをキャッチすることが大切であると痛感しております。ですから、事前に情報収集することに全力を挙げておりますが、先ほどもお話しされていたように、アンテナを高くするというのが、大変参考になると思っています。また、どのように事前にキャッチするかという点についても、お話を伺えればと思っています。報道機関の立場で申し上げますと、家庭裁判所の中でこのように要配慮者への対応をしているということに関して、知らない方がまだまだ多いのではないかという気がいたしております。今日伺った中で、要配慮者への対応について気づきがありましたので、それをより多くの方に、紙面を通じて、報道を通じて、知らしめる機会があればいいという印象を受けております。

委員長

ありがとうございます。イベントですと、事前にニーズを聞き出そうと働きかけても、そこまで対応してもらってまで参加しようという人はあまりなくて、多くの方は、事前にそういった情報を告げなくても既に配慮がなされているといった状況が望ましいと思われているのでしょうか。多くの人に来てもらえるような対応とはどうあるべきなのでしょう。

委員

今はメールなどの手段もありますので、該当者の方から、こういう対応は可能でしょうかというような御要望をいただくこともあります。ですから、聴覚障害

なので、手話通訳の方がいらっしゃると、イベントなどのときに分かりやすいというような声を聞いたときには、そういう準備をさせていただくようにしています。せっかくいろいろなイベントに来ていただいたのに、それがよく伝わらないというのは、非常に残念なことです。そういうことに関しては、用意するようには考えています。また、当社の事業なりイベントに参加していただければ、配慮をしてもらえるとということが分かるわけです。そうすると、次に来る際にも、要望として出そうということにつながっていくのではないかと気がしています。見える化ということもありますけれども、そういうことを丁寧にやっていくことが大切であると考えています。

委員長

ありがとうございました。

委員

当方の取組について、概略をお話ししたいと思います。当方では、高齢者・障害者支援センターというのを設けていまして、この登録をされている委員は、50名以上に上ると思います。主なものは、特に高齢者の成年後見人とか後見監督とか、家庭裁判所から選任依頼を毎週のようにいただいて、名簿に登録されている委員の中からセンターが推薦した委員を、当方から家庭裁判所に返すことにより選任されているという状況です。この選任されている委員は、登録されてから3年以上経過しており、かつセンターが指定する研修に参加した者に限ることとしております。また、数年前から、成年後見人に選任された弁護士が不祥事を起こすということが重なりましたので、そういう批判を受けまして、日弁連を含めて、弁護士会としても、ただ選任を一方的にするのではなくて、監督もするようにしています。それと、選任された弁護士も、損害賠償責任保険に加入することを要件にして運営されております。それ以外の業務遂行条件について、も

し問題があるという場合は、弁護士会やセンターから報告させるなどして不祥事が出ないように監督体制でやっております。障害者の問題は刑事司法も絡んでおりまして、それは刑事法委員会というところが対応している状況です。今回、御説明いただいた内容には、ハード面も含まれておりましたが、弁護士会館等は、ハード面では遅れている部分もございまして、まだまだ、改善する余地があると思っております。このテーマが家裁委員会で取り上げられたことにより、我々としても、障害者、要配慮者に対して、利用しやすい弁護士会、弁護士会館である必要があると思っております。

委員長

成年後見人の選任の受け皿になっているということですね。その他に、代理人等で家庭裁判所に来られたときに気づかれる点などは何かありますか。

委員

身体的な障害をお持ちの方は分かりやすいのですが、それ以外の知的障害や精神的な障害のある方が分かりにくいのです。自分の依頼者であれば、対応の仕方があるのですけれども、例えば相手方になった方が、易怒性を持っていたり、かなり個性的であるときには、配慮が難しいのです。ただ、私も調停委員を務めておりますが、長年務められている調停委員さんが多いので、そういう方が気付かれたときは、調査官調査の要請をするといった配慮が必要であると思いますね。

委員長

家庭裁判所は、紛争を解決する機関ですから、相手方の当事者が相当難しい人であったとしても、しょうがないで終わらせるわけにはいきません。できるだけ調査官立会いや裁判所のお医者さんに診てもらっています。困難を伴いますが、できるだけそのようにして、家庭裁判所を頼られた限りは、成果を上げたいとは

思っております。障害の有無を把握するのがなかなか難しく、障害があるために、そのように偏った主張を固持するというのか、病気だからなのか、このあたりは、どのように判断するのでしょうか。専門家の方、いかがでしょうか。

委員

今の委員長のお質問に対し、直接のお答えになるかどうか分かりませんが、委員の先生方のお話を伺っていて、思ったことがあります。今回、いろんな障害を持たれた方への支援の一環として、どう対応するかということが話題であるわけですが、構造的に、直接対応と間接対応という視点があるのではないかと感じました。直接対応というのは、例えば、施設の整備から始まり、接遇あるいは広報ですね。直接来られた方にどう応じるかという視点だと思っていて、それは家庭裁判所でも本当に御尽力されていて、頭が下がる思いであります。その一方で、先ほど来出ています、当事者の方が御自身で言われたい、カミングアウトされない、あるいは、どういう疾患があるか分からないといったケースの場合に、どう応じるかといったときに、もう既に家庭裁判所の中で、相当実践としてやられていることがあると私は気づきました。といいますのは、私、月1回お邪魔させていただいている中で、調査官の方々とのカンファレンスの場があります。何だか分からないけれども、うまくいかない、難しいと。これは何なのだろうかということを、カンファレンスという形で、舞台裏で相当、話し合いをします。そうしますと、その中で出てくる様々な情報から、この方にはこういう特性があるかもしれない、こういうところが配慮のポイントかもしれないということが見えてきて、それをまた現場で生かしていただくと。ですので、直接的な当事者とのやりとりだけではなくて、裏のところで意見交換をすることも、立派な対応の一つになっていると思います。それは、委員長から、各現場でというお話がありましたけれども、考えてみますと、病院も全く同じでして、患者さんへの直接対応という以外に、我々は相当の時間を使って、裏方でスタッフのカンファレンスを

やっているのですね。そこでの職権なり見立てというのが、また現場へフィードバックされるというような、このあたりは構造的に、非常に似たところがあると思います。

委員長

何人かで、原因がどこにあるのか相談していくと、対応策やいい知恵が湧いてくるというようなお話でしょうか。

委員

はい。

委員長

今日の新聞を読んでおりましたら、群馬県で障害者対応の条例の制定を考えておられるというような報道に接しましたけれども、報道機関のお立場から経験論、歩みや取組などを御紹介いただけたらと思います。

委員

群馬県の障害者政策につきましては、障害政策課が総合的な窓口をしております。障害政策課の中で、現在、県の条例制定に向けての検討を進めている最中です。先ほど来お話がありますように、例えば、体の一部が不自由であるという部分は見えるけれども、コミュニケーションに課題を抱える発達障害の方もしかり、認知症の方もしかりで、なかなか意思疎通の部分で課題を抱える方というのは、目に見えてこないため、何をもって障害とするのかという問題もございますし、支援をどうするかという難しい問題もあると思います。私どもの課では、人権という大きなくりの中で、人権の尊重という視点に立って、いろいろ当事者の方からお話を伺う機会もございます。そうした中で、よく当事者、御本人様がおつ

しゃるには、やはり障害を持つことは特別なことではないと。私自身も、特にそれを聞いて感じたのが、この年になってまいりますと老眼で、なかなかものが見づらくなってきます。そうしますと、その他の心身の機能の障害ということで、まさにこれに当たるわけです。そういった意味で、障害者である、障害者でないというくくりは、そもそもあり得ないのだと思うのです。全ての人が心身の状態、機能の衰えによって、障害者にもなり得るのだと思います。そういった視点に立って考えていただけると、非常にありがたいなというお話を伺ったこともございました。また、御本人様に対し、周りが何をしたらいいのかということを経々御質問させていただくのですが、そのときに皆さんおっしゃるのが、率直に聞いてくださいということです。車椅子の方を例にとると、自分は、車椅子を操作することができるので、押しってもらうことを手伝ってほしいとは思っていないということです。だから、この場面では、押ししてほしいとは思っていないのだけれども、周りの方が気を使われて、後ろから押そうとするのだそうです。まず、困っている人を見かけたときには、何かお手伝いすることはありますかといったように、声をかけていただくことが、御本人様にとっては一番助かるというお話もされていらっしゃいましたので、私どもとしては、まずご本人に率直に聞いてみるということも、バリアフリーに向けての一つの解決策になるのではないかということを感じているところです。

委員長

ありがとうございました。その人のニーズを確認した上で手助けする方法が、多分一番いいといったお話ですね。大体、御意見は出たかなと思いますが、この際、これだけは言っておきたいというようなことがありましたら、おっしゃっていただけますでしょうか。

委員

先ほど来、しばしば挙がっているコミュニケーション上の問題につきまして、確かにコミュニケーションは大切なのですが、一番ポイントになるのは、情報が欠落なく、かつ正確に伝わっているかどうかが問題だと思います。一見伝わっているように見えても、欠けてしまうことというのが、しばしば懸念されるわけです。例えば、聴覚に障害を持たれていて、手話通訳さんを同席させていたとしても、健常な人が早口で話してしまうと、追いついていかずに、落ちてしまうということがあるのです。そのために、例えば本学では、授業のときに、早口でしゃべる先生については、パソコンのノートテイクを複数人用意して、しゃべっている内容を全てパソコンで打ちます。2人用意していますから、交代で打つというようなところまでして、初めて欠落にある程度は対応できるというものです。我々健康な者にとっては、気づきにくいようなところでの欠落が生じているという可能性はあるわけです。これが、例えば発達障害や認知的に何かサポートが必要なお年寄りということであると、普通にコミュニケーションがとれていたとしても、話の順序や整理の仕方、それから、話のスピードといったようなもので、本人は聞いているつもりでも、正しく伝わっていないということも懸念されるわけです。ところが、そうしたコミュニケーションのギャップというのは、確認のしようがないのです。そのあたりは、話し手の方で絶えず気を使って、気配りをしていくということが大切なのだと思います。その点で、研修の場を定期的に用意されて、職員の意識啓発を図っているというのは、大変素晴らしいことですし、これからも継続して行っていただければと考えています。

委員長

ありがとうございました。それでは、この程度で、今回の家庭裁判所委員会は終了とします。